

令和6年度 中野区立明和中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

中野区いじめ防止等対策推進条例及び中野区いじめ防止基本方針に基づき、本校の教育理念「一人ひとりの人権と多様性の尊重」の下、いじめ防止等の対策に関する基本的な方針を以下に定める。

1 基本理念 一人ひとりの人権と多様性の尊重

いじめは、重大な人権侵害である。教職員一人ひとりが人権感覚を高めるとともに、いじめは絶対に許されないものであるとの強い認識をもち、主体的かつ組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期解決・早期解消に取り組む。

「安全で安心な学校」一学校は、生徒が安心して生活し、安全に学ぶことができる環境を整える責務がある。よって、保護者・地域・関係機関等との連携を強化し、いじめ防止に向けた対応を行う。

生徒は、本校の目指す生徒像である「多様性を理解し、互いの立場、考え、良さ、違いを認め合える生徒」「学校・家庭・地域・社会の一員として、自分の役割と責任を考え、ともに支え合える生徒」を踏まえ、一人ひとりがいじめのない学校を目指して、自主的・自発的に自治的活動に取り組む。

2 法および条例におけるいじめの定義

<いじめ防止対策推進法 第2条第1項>

<中野区いじめ防止等対策推進条例 中野区条例第9号 第2条第1項>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- >冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- >仲間はずれ、集団によって無視をされる
- >軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- >ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- >金品をたかられる
- >金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- >嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- >パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 学校及び教職員の責務

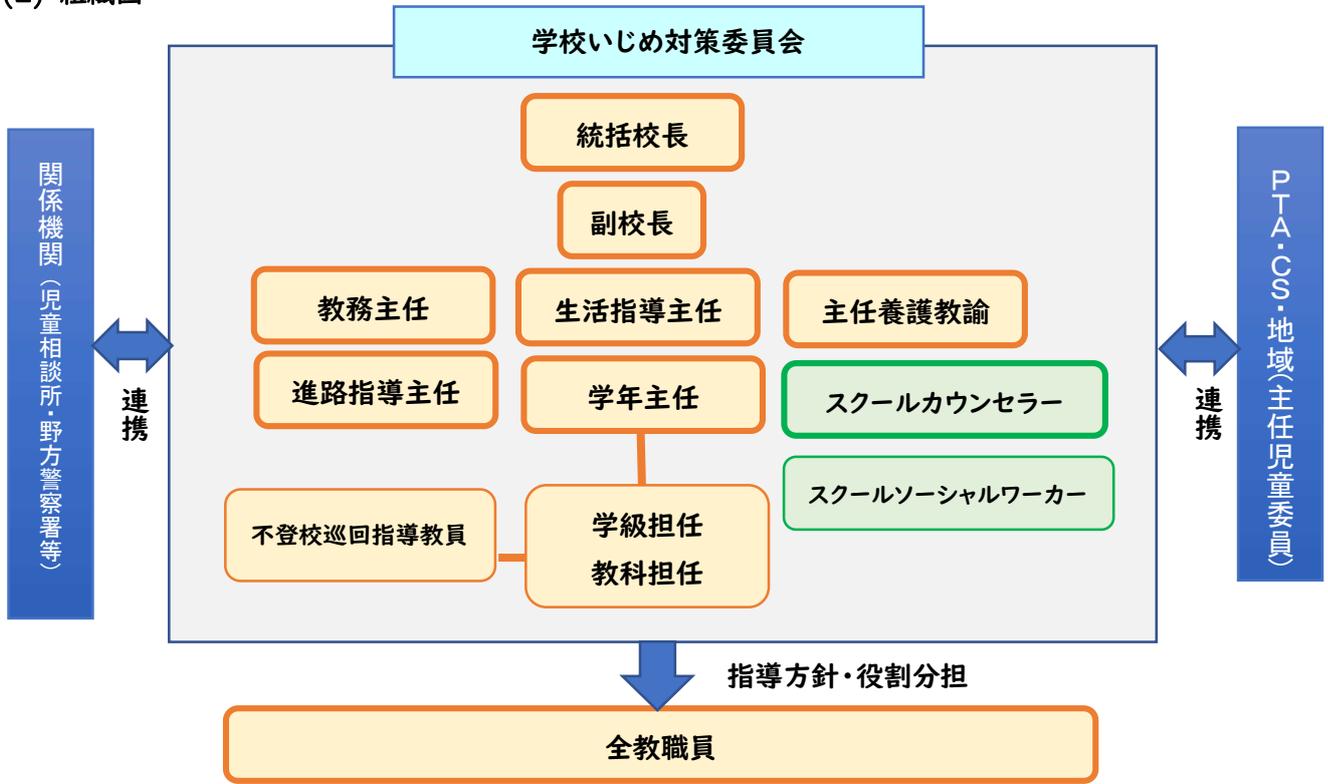
学校及び教職員は、在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所、その他の関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。

4 いじめ防止等の対策のための組織—「学校いじめ対策委員会」の設置

(1) 構成員

統括校長・副校長・生活指導主任・教務主任・進路指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー等
(状況に応じ、スクールソーシャルワーカーや児童相談所職員等の関係機関職員を含む)。

(2) 組織図



(3) 所掌事項

- ア 年間指導計画の策定及び周知
- イ 指導内容の設定
- ウ 会議録の作成及び保管
- エ いじめの情報の集約・共有化
- オ いじめの状況の正確な把握と、対応方針及び目標の設定
- カ いじめ対応の進捗状況の確認及び定期的検証

(4) 開催

月1回程度、定期的開催

(5) 検証及び改善

・いじめに関する校内研修(年3回以上)を年間3回以上実施するとともに、地域学校運営協議会を活用し、毎年6月までに学校いじめ防止基本方針の内容や取組を検証し、必要な改善を図る。

5 本校におけるいじめ防止等の取組

学校全体で共通理解を図り、『生徒指導提要(改訂版)』で示されたいじめに関する生徒指導の重層的支援構造(四層構造)に基づく取組を実施する。

(1) 「発達支持的生徒指導」・・・自他の人権を大切にする教育を重視

- ア 全ての教育活動において人権教育を推進
- イ 多様性を知り、様々な価値観に触れる朝読書や体験活動の重視
- ウ 認め、励まし、応援する指導を通じた、自己肯定感や自己有用感の向上

- エ 分かりやすい授業づくりの実践
- オ 生徒と教職員の信頼関係の構築
- カ スクールカウンセラーによる第1学年生徒全員を対象とした面接の実施(年1回)
- キ 生徒会による挨拶運動の意図的・計画的な実施

(2) 「課題未然防止教育」・・・いじめをしない態度や能力の育成

- ア セーフティ教室やSOSの出し方教室等を活用した情報モラル教育や脱いじめ傍観者教育の充実
- イ 生徒会によるSNS学校ルールの策定と見直し
- ウ 道徳科や学級活動、全校朝礼、学年集会、学校便り等を活用した、いじめの定義やいじめ防止に係る関係法令及びいじめ防止基本方針等についての理解啓発

(3) 「課題早期発見対応」・・・いじめの兆候を見逃さず、早期発見・即時対応

- ① 「違和感」を感じ取り、複数の教職員や生徒・保護者の情報を突き合わせていじめの全体像を把握する。
 - ア 年3回のふれあい月間におけるアンケート調査の実施
 - イ 全教職員による個々の生徒の状況把握
 - ・日々の健康観察
 - ・複数体制で実施する朝学活や給食指導
 - ・昼休みの体育館等開放や学校図書館の利用状況の確認
 - ・授業中や休み時間、部活動、委員会等における「違和感」の発見
 - ウ 休憩時間や放課後等における教職員間の情報交換、学年会、生活指導部会、校内委員会等での情報共有
 - エ 学年の教員や主任養護教諭、スクールカウンセラーによる個別面談
- ② いじめを把握したら「被害者保護」を最優先し、二次的被害を未然に防ぐためにも、学校いじめ対策委員会を中心に、組織的かつ迅速な対応を行うことで早期解決を図る。
 - ア 正しい情報把握に基づく対応方針の策定
 - イ 被害生徒及びその保護者への支援
 - ウ 加害生徒への指導と関係修復に向けた対応
 - エ 加害生徒の保護者への助言
 - オ いじめを看過・助長した生徒への指導
 - カ 学級の立て直し

(4) 「困難課題対応的生徒指導」・・・重大事態への対応

- ア 中野区教育委員会への報告
 - ・学校が主体となって調査を行うとともに、中野区や教育委員会と連携した対応を行う。
- イ 事実関係を明確にするための調査の実施
- ウ 被害生徒の思いを受け止めた上で、支援策を提示
- エ 被害生徒及びその保護者に適切に情報を提供
- オ 関係機関(警察・児童相談所等)への連絡・連携
- カ 加害生徒への指導(保護者と連携した指導・調査結果を踏まえた必要な措置・関係機関との連携)

※ いじめ解消の判断

いじめ解消と判断する、次の二つの条件を踏まえ、学校いじめ対策委員会が検討し、統括校長が判断する。なお、いじめが解消したと判断する状況に至った後も、被害生徒及び加害生徒に対して、日常的に注意深く観察を続ける。

<条件>

① いじめに係る行為の解消

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月程度継続している。

② 被害児童・生徒が心身の苦痛を受けていない状況

被害生徒及びその保護者に対して、面談等により確認する。